

緊急時対応マニュアル

- 1 目的
緊急時の対応を明確にし、適切に利用者支援が出来ることを目的とする。
- 2 緊急の定義
居宅介護支援における緊急とは、以下の場合とする。
 - (1) 訪問中等に、利用者が緊急対処が必要になった病気、怪我をした場合。
 - (2) 利用者が、認知症等により行方不明になった場合。
 - (3) その他、緊急対応が必要な場合。
- 3 対応
 - (1) 病気、怪我の場合
家族対応を優先するが、家族での対応が困難な場合（一人暮らしを含む）は、緊急性を判断し救急車を呼び対応する。
 - (2) 行方不明の場合
家族対応を優先するが、家族での対応が困難な場合（一人暮らしを含む）は、法人施設及び地域包括支援センター等の関係機関と連携して対応する。
- 4 報告
 - (1) 関係親族及び管理者に速やかに報告する。
 - (2) 居宅介護支援に責のある事故については関係市町村に速やかに報告する。
- 5 記録
経過と対応について記録し、2年間保存する。

このマニュアルは平成18年4月1日より適用する。

特定非営利活動法人ふくし@JMI